柏原市給与等支給明細書広告掲載取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、「柏原市有料広告掲載に関する取扱要綱」（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、柏原市職員に支給する毎月の給与及び期末勤勉手当等に係る支給明細書（以下「給与等支給明細書」という。）に掲載する広告について、必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載の基準等）

第２条　給与等支給明細書に掲載する広告は、要綱第１４条の規定及び柏原市広告掲載基準によるものとする。

（広告の規格等）

第３条　広告の規格、掲載位置、掲載期間及び広告掲載料等は、募集の際に提示する。

２　広告には、本文とは別に、広告である旨を明記しなければならない。

３　広告の掲載内容は、掲載期間中変更することはできない。

（広告掲載の募集）

第４条　広告掲載の募集は、募集内容を市のホームページに広告募集記事を掲載する方法により、広告主を公募により募集する。

（広告掲載の申込）

第５条　広告掲載希望者は、柏原市給与等支給明細書広告掲載申込書（第１号様式）により、募集期間内に申し込むものとする。

（広告主の決定）

第６条　市長は、前条の広告掲載申込書の提出があったときは、第２条の基準等に基づき、申込内容等の審査をする。

２　前項の審査に適合した申込者のうち、広告掲載料の最も高い申込者を広告主に決定する。この場合において、当該広告掲載料が同額の場合は抽選により決定するものとする。

３　広告主を決定したときは、その結果等について申込者に柏原市給与等支給明細書広告掲載決定通知書（第２号様式）により通知する。

（広告原稿の作成及び提出）

第７条　広告主は、広告原稿を指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

２　広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告掲載料）

第８条　広告掲載料は指定期日までに一括前納を原則とする。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

（広告掲載料の返還）

第９条　納付された広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告掲載ができなくなったときは、次の各号のとおり返還することができる。

（１） 広告を掲載した給与等支給明細書を配付する前に広告掲載ができなくなったときは、納付された広告掲載料を全額返還する。
（２） 広告掲載期間中に広告掲載ができなくなったときは、給与等支給明細書を配付していない回数に応じた広告掲載料を返還する。（円未満は切り上げとする。）
２　前項の規程により返還する広告掲載料には利子を付さない。

（広告掲載の取消）
第１０条　次の各号に該当する場合には、広告主又は広告取扱者への催告その他何らかの手続を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。
（１） 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
（２） 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
（３） その他、広告の掲載を開始又は継続することが適切でないと市長が認めたとき
２　広告を掲載した給与等支給明細書を印刷した後、前項第３号に該当した場合、広告主は給与等支給明細書の再印刷に係る費用を負担しなければならない。
３　第１項及び前項の規定により広告掲載を取り消し、又は広告掲載を継続したことにより、広告主が損害を受けることがあっても、市はその賠償の責めは負わない。

（広告主の責務）
第１１条　広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
２　第三者から、広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。
３　広告主は、広告掲載の決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（協議）
第１２条　要綱等に定めのない事項について疑義が生じたときは、市及び広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（その他）
第１３条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
この要領は、平成２３年９月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

柏原市長　様

柏原市給与等支給明細書広告掲載申込書

給与等支給明細書に掲載する広告について、柏原市給与等支給明細書広告掲載取扱要領第５条の規定により、次のとおり申し込みます。

なお、この申込書及び添付書類は、事実と相違ないこと、法令を遵守していること、柏原市有料広告掲載に関する取扱要綱及び柏原市給与等支給明細書広告掲載取扱要領を遵守することならびに市税の滞納がなく、市税納付状況調査を柏原市が行うことを承諾します。

<table>
<tr><td rowspan="6">申込者</td><td colspan="2">住所（所在地）</td><td colspan="4">〒　　－</td></tr>
<tr><td colspan="2">ふりがな
名　　称</td><td colspan="3"></td><td rowspan="2">印</td></tr>
<tr><td colspan="2">ふりがな
代表者職氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">担当者</td><td>部署名</td><td></td><td>ふりがな
氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">連絡先</td><td>ＴＥＬ</td><td></td><td>ＦＡＸ</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>E-mail</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">業種・事業内容</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">ホームページURL</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">希望掲載金額</td><td colspan="4">広告掲載料　　円（税込み）</td></tr>
<tr><td colspan="3">掲載期間</td><td colspan="4">平成　　年　　月分～平成　　年　　月分（　　回）</td></tr>
<tr><td colspan="3">広告の内容</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

※１　広告の素案を添付してください。

※２　申し込み前に、柏原市ホームページに掲載している「柏原市有料広告掲載に関する取扱要綱」「柏原市広告掲載基準」「柏原市給与等支給明細書広告掲載取扱要領」をご確認ください。

〔納税課確認欄〕

法人　　滞納　　なし　・　あり（内容　　）

代表者　　滞納　　なし　・　あり（内容　　）

上記のとおり確認しました。

平成　　年　　月　　日　納税課長　　㊞

様式第２号（第６条第３項関係）

平成　　年　　月　　日

様

柏原市長　岡　本　泰　明

柏原市給与等支給明細書広告掲載決定通知書

平成　　年　　月　　日付けで申し込みのありました広告掲載の可否について、下記のとおり決定しましたので、柏原市給与等支給明細書広告掲載取扱要領第６条第３項の規定に基づき通知します。

記

１．掲　　載　　□　可　　□　不可
（不可の場合の理由：　　）

２．広告掲載期間　　平成　　年　　月から平成　　年　　月まで（　　回）

３．広告掲載料　　円

４．納付期限　　平成　　年　　月　　日

以上